

# 京都市まちの美化推進事業団定款

## 第3章 役員等

(役員)

第11条 推進事業団に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 理事長代理 1人
- (3) 副理事長 5人以内
- (4) 専務理事 1人
- (5) 理事 30人以内(理事長,理事長代理,副理事長及び専務理事を含む。)
- (6) 監事 3人以内

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会において、普通会员のうちから選任する。ただし、補欠役員は、前任者が推薦し、理事会の承認を経て選任する。

- 2 理事長,理事長代理,副理事長及び専務理事は、理事会において互選する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 理事長は、推進事業団を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長代理は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 専務理事は、理事長,理事長代理及び副理事長を補佐し、理事長,理事長代理及び副理事長に事故があるとき、理事長,理事長代理及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行し、事務局の業務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務を行う。
- 5 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 推進事業団の財産の状況を監査すること。
  - (2) 推進事業団の業務の執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産の状況又は業務の執行の状況について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、理事会又は総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、解任することがで

きる。ただし、その役員に対し、あらかじめ弁明する機会を与えなければならない。

(1) 理事会の役員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障等のため職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

(報 酬)

第16条 役員は、無給とする。ただし、理事長が理事会の承認を経て指定する常勤の役員については、有給とすることができる。

(顧 問)

第17条 推進事業団に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、推進事業団の重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。